２　熊本市オンブズマン制度のあゆみ

平成21年度

９月　熊本市自治基本条例公布（公的オンブズマンの設置を規定）

○　熊本市自治基本条例（抄）

第23条　市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。

平成22年度

４月　熊本市自治基本条例施行

７月～11月　熊本市公的オンブズマン条例検討委員会
（会長：渡邊 栄文熊本県立大学教授）の開催（全５回）

８月　検討委員会主催による意見交換会の開催

11月　検討委員会から市長への答申

12月　熊本市オンブズマン条例（案）のパブリックコメント実施
（12月1日～1月7日）

３月　第１回　市議会定例会へ条例案を上程、可決
　　熊本市オンブズマン条例公布

平成23年度

４月　組織改編によりオンブズマン事務局を設置

８月　熊本市オンブズマン条例施行規則（案）のパブリックコメント実施
（８月８日～９月７日）
　　熊本市職員研修の実施

９月　市議会におけるオンブズマンの委嘱同意

10月　熊本市オンブズマン条例施行規則公布
　　熊本市職員研修の実施

11月　熊本市オンブズマン制度の運用開始

平成23年11月１日
初代オンブズマン委嘱状交付式

○　熊本市オンブズマン

	氏名	職業等	在任期間
代表	原田（はらだ）　卓（たかし）	弁護士	平成23年11月１日～
	吉田（よしだ）　勇（いさむ）	熊本大学名誉教授	平成23年11月１日～